

諮問第 492 号
環水大土発第 1807103 号
平成 30 年 7 月 10 日

中央環境審議会会長
武内和彦 殿

環境大臣
中川 雅 治



生活環境動植物に係る農薬登録基準の設定について（諮問）

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 41 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、農薬取締法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 53 号。以下「改正法」という。）による改正後の農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項の規定に基づき環境大臣が定める農薬登録基準のうち、生活環境動植物に係る基準の設定について貴審議会の意見を求める。

（諮問理由）

農薬の安全性の一層の向上等を図るため、農薬取締法の一部を改正する法律が平成 30 年 6 月 8 日に成立し、同年 6 月 15 日に公布された。従前は、農薬登録時の審査において、水産動植物に対する影響を評価することとされていたが、改正法により、水産動植物以外の動植物を含む「生活環境動植物」に対する影響を評価することとされ（法第 4 条第 1 項第 8 号）、この審査の基準については、法第 4 条第 3 項の規定に基づき、環境大臣が定めることとされた。

このため、当該審査の基準の設定について貴審議会の意見を求めるものである。



中環審第1040号
平成30年7月10日

中央環境審議会 土壤農薬部会
部会長 岡田 光正 殿

中央環境審議会
会長 武内 和彦



生活環境動植物に係る農薬登録基準の設定について（付議）

平成30年7月10日付け諮問第492号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壤農薬部会に付議する。

(参考)

生活環境動植物に係る農薬登録基準の設定についての検討経緯

平成 30 年 6 月 5 日	中央環境審議会土壌農薬部会（第 35 回） ・農薬取締法の一部を改正する法律案について（報告） ※法改正に伴う制度の具体的な審議は土壌農薬部会農薬小委員会で実施
6 月 15 日	農薬取締法の一部を改正する法律の公布
7 月 10 日	生活環境動植物に係る農薬登録基準の設定について諮問（土壌農薬部会に付議）
7 月 18 日	土壌農薬部会農薬小委員会（第 64 回） ・生活環境動植物に係る農薬登録基準の設定について（設定方法の検討）
9 月 6 日	土壌農薬部会農薬小委員会（第 65 回） ・生活環境動植物に係る農薬登録基準の設定における藻類、水草の取扱いについて ・生活環境動植物に係る農薬登録基準の設定における鳥類の取扱いについて
11 月 6 日	土壌農薬部会農薬小委員会（第 66 回） ・生活環境動植物に係る農薬登録基準の設定における藻類、水草等の取扱いについて ・生活環境動植物に係る農薬登録基準の設定における鳥類の取扱いについて
11 月 9 日	土壌農薬部会農薬小委員会（第 67 回） ・生活環境動植物に係る農薬登録基準の設定について（とりまとめ）
11 月 16 日 ～12 月 15 日	パブリックコメントの募集
平成 31 年 1 月 16 日	土壌農薬部会農薬小委員会（第 68 回） ・生活環境動植物に係る農薬登録基準の設定について（第一次とりまとめ）
1 月 29 日	中央環境審議会土壌農薬部会（第 36 回） ・生活環境動植物に係る農薬登録基準の設定について（第一次答申）（案）

<今後の予定>

- 平成 31 年 2 月 生活環境動植物に係る農薬登録基準の設定について（答申）
3 月 生活環境動植物に係る農薬登録基準を告示
平成 32 年 4 月 1 日 生活環境動植物に係る影響評価を開始
(2020 年)